

## 各務原市プレミアム付商品券 2026 取扱店仮登録の申込について

物価高騰等により市民生活及び市内事業者への影響が大きいことから、市民生活を支援するとともに、市内経済活動の活性化を図ることを目的とした、プレミアム付商品券を国の「重点支援地方交付金」を活用し、発行・発売することとなりました。

事業者の皆様には、本事業を有効活用していただきたく存じます。

つきましては、現時点で参加を希望される方は、後述の「3. 申込方法」を確認のうえ、手続きをお願いいたします。仮登録いただいた事業者については、市民向けに発送する購入案内文書に同封の「商品券取扱店チラシ」第1弾に掲載いたします。

なお、今申込は仮登録となりますので、後日、本登録に関する詳細の書類一式を送付いたします。

### 1. 事業概要（予定）

#### ●名称

各務原市プレミアム付商品券 2026

#### ●発行数・発行総額

約 144,000 セット（約 14 億 4000 万円）

#### ●購入対象者

令和 8 年 3 月 1 日時点で各務原市に住民登録のある方

#### ●販売価格

1 セット 10,000 円分の商品券（1,000 円分 × 10 枚）を 5,000 円で販売

全店舗共通（大規模店舗及び中小店舗）で使用可能：4 枚

中小店舗でのみ使用可能：6 枚

#### ●販売期間

令和 8 年 5 月 1 日～6 月中旬（予定）

#### ●使用期間

令和 8 年 5 月 1 日～7 月末（予定）

### 2. 取扱店に関する事項

取扱店参加に関する費用は無料です。

各務原市内において事業を営み、かつ各務原市内に店舗（事業所）を有する事業者とし、店舗の規模によって「大規模店舗」「中小店舗」に区分します。

大規模店舗：売場面積が概ね 1,000 m<sup>2</sup>を超える店舗およびその店舗内の個店

中小店舗：「大規模店舗」に該当しない店舗

ただし、以下に規定する事業者は対象外とします。

- ① 各務原市暴力団排除条例第 2 条第 1 号に掲げる暴力団、または第 2 条第 2 号に掲げる暴力団員と密接な関係を有すると認められるもの。
- ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法第 122 号）第 2 条

第5項で定める性風俗関連特殊営業を行うもの。

- ③ 特定の宗教または政治団体と関わるもの。
- ④ 法令又は公序良俗に反するもの。
- ⑤ その他市長が不適当と認めるもの。

以下の物品又は役務は、商品券の使用対象外とします。

- ① 不動産、金融商品。
- ② たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこ。
- ③ 商品券、プリペイドカード、宝くじ、その他換金性の高いもの。
- ④ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務。
- ⑤ 国税、地方税、使用料その他の公租公課。
- ⑥ 電気・都市ガス代。
- ⑦ 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び使用商品等の購入。
- ⑧ その他、本商品券の発行趣旨にそぐわないもの。

### 3. 申込方法 〈申込受付期間 令和8年1月19日（月）～2月20日（金）〉

#### ●メール申込の場合

右記二次元コードから仮登録申請書をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、下記【お問い合わせ先】までメールをお願いします。



#### ●FAX申込の場合

同封の仮登録申請書に必要事項を記入のうえ、下記【お問い合わせ先】までFAXをお願いします。仮登録申請書が複数枚必要な場合は、上記二次元コードからダウンロードしてください。

#### ●オンライン申請フォームの場合

右記二次元コードから、必要事項を入力のうえ、手続きをお願いします。



#### 【お問い合わせ先】

各務原市商工振興課プレミアム付商品券推進室

TEL：058-383-7287

E-mail：[k-premium@city.kakamigahara.gifu.jp](mailto:k-premium@city.kakamigahara.gifu.jp)

FAX：058-389-0765